

平成24年度第3回しあわせ倍増プラン2009市民評価委員会

会 議 記 録

【平成24年6月18日(月)】

日 時 平成24年6月18日(月) 19:00～21:25

場 所 浦和コミュニティセンター第13集会室

議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について

3 その他

4 閉 会

出席者

1 委員(12名) (敬称略)

委員長 廣瀬克哉

委員長職務代理 長野 基

委員 伊藤 巖、河西純恵、木島好嗣、須藤秀人、高木健次、
橋本克己、福崎智恵、星野真一、町田直典、三浦匡史

2 事務局(5名)

井上靖朗(政策局総合政策監兼政策局都市経営戦略室長)

中井達雄(政策局都市経営戦略室副理事)

西尾真治(行財政改革推進本部副理事兼政策局都市経営戦略室副理事)

中野英明(政策局都市経営戦略室参事)

鳥海雅彦(政策局都市経営戦略室主幹)

3 所管職員(4名)

大野正美(財政局財政部用地管財課長)

金子 康(市民・スポーツ文化局スポーツ文化部参事兼スポーツ振興課長)

小川 隆(市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課副参事)

中村保彦(市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課長)

大熊研二(環境局環境共生部参事兼地球温暖化対策課長)

齊藤克巳(環境局環境共生部地球温暖化対策課主査)

豊嶋謙治(経済局経済部農業環境整備課長)

松本行夫(都市局都市計画部参事兼都市公園課長)

原 修(教育委員会事務局管理部参事兼学校施設課長)

1 開 会

司会

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻を若干過ぎてしまいましたが、これより始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

これより平成24年度第3回「しあわせ倍増プラン2009」市民評価委員会を開催させていただきます。

前回、第2回委員会開催後、委員さんのほうからヒアリング事業の追加要望をいただいております。本日、9事業のヒアリングを設定させていただきます。具体的に申し上げますと、健康・安全・安心の分野から、番号38-1から6、多目的広場倍増プロジェクトにかかる6事業、そして環境・まちづくりの分野から、番号43、太陽光発電システムの設置、47番、新規建設事業費の1パーセントを文化・芸術のまちづくりに配分、そして51-1、都市公園整備の3事業を含めまして、計9事業につきましてヒアリングを行うということで、各所管課の職員が出席させていただきます。

ヒアリングでは、委員皆さんからのご質問等に対しまして、所管から説明をさせていただきます。なお、所管課は、所管課の事業の説明が終了いたしますと退席をさせていただきますことをあらかじめご了承くださいませよう、よろしく願い申し上げます。

続きまして、お手元の資料、本日の資料のご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

次第でございます。座席表です。所管課職員出席者一覧、資料番号1-1、1-2、そして2-1、2-2、3とありますが、委員評価取りまとめ一覧及び評価取りまとめシートでございます。そして、開催日程別評価事業一覧になっております。その他、席上配付資料といたしまして、質問対応シート並びにお手元に封筒がございます。封筒内には次回委員会分の個票、参考資料、シート、そして会議録等が入っております。後ほど確認をいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、これからの議事進行につきましては廣瀬委員長にお願いしたいと存じます。

委員長、よろしくお願いいたします。

2 議 題

(1)「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価について
廣瀬委員長

それでは、これより次第に沿って進めてまいります。

本日の議題、「しあわせ倍増プラン2009」取組実績及び達成度等の評価についてということでございますが、お手元にヒアリングフロー表というのが

あろうかと思えます。今日は、先ほどの事務局の紹介にもありましたように、38番の枝番6つ、それから43、47、51につきましてヒアリング対象とし、それ以外の事業につきまして、ヒアリング対象外事業についての評価の取りまとめということになります。その上で、前回、第2回の評価の若干変更の申し出がございましたので、評価についての取りまとめ結果の確認ができればと思っております。

また後で確認いたしますけれども、一部資料に誤りが見つかりまして、これについては一たん、確定資料が出るまでペンディングというものもありますので、これについては後で確認をしたいと思えます。

(38 遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します。)

(38 - 1 多目的広場整備方針の決定)

(38 - 2 都市公園内のグラウンド等の個人への開放)

(38 - 3 民有地を活用した多目的広場の整備)

(38 - 4 (仮称)スポーツふれあい広場の整備)

(38 - 5 大学との連携による多目的広場の整備)

(38 - 6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備)

廣瀬委員長

では、まずヒアリング項目から進めてまいりたいと思えます。

第1番目には、38の枝番でありますけれども、これは一括して説明を受けて、評価をしていくということで進めていきたいと思えます。

6項目の事業ですけれども、「38 - 3 民有地を活用した多目的広場」と「38 - 5の大学との連携による多目的広場」については、24年度の単年度目標について修正を行っているというような事業もあります。

また、関連のプロジェクト事業で、全体として身近な場所でスポーツの楽しめる多目的広場が市民の皆さんに提供できればということをご期待されている一連の事業でございますので、これらについて、全体一括で見ていきたいというふうに思えます。

では、23年度内の目標や実績、外部評価、今後の取組等について、まず担当課から簡潔にご説明をいただきたいと思えます。

金子スポーツ振興課長

それでは、私、市民スポーツ文化局スポーツ文化部のスポーツ振興課、金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「しあわせ倍増プラン2009」、このうち「遊休地などを活用した、スポーツもできる多目的広場を倍増します」についてご説明いたします。

まず、この事業、複数の課にまたがっております。調書を見ても、38 - 1から6までと枝番が振っております。少々わかりづらい事業かなと思っております。そこで、今日、当初予定していませんでしたが、追加で皆様に資料を

1つ見ていただこうと思っております。それは2枚物のA4カラー刷りです。タイトルは「開設しているスポーツのできる多目的広場の分布図」でございます。この分布図は、現在、市のホームページに掲載されているものです。そこで、百聞は一見にしかずということから、現状に即しながら全体像をつかんでいただきたいと思ひまして、追加資料とさせていただきます。

ご覧になっている原図の部分がございませう。ここに多目的広場の整備手法、6つあるのですが、手法ごとに色分けして、市内にこのように分布しているよということを示しています。

まず、中段のテキストでは、1番でございませう。市有未利用地を活用した広場やスカイフラワーパーク、かわいきずなひろば、ページあけていただいて、徳力みんなの広場とございませう。こからは、市有未利用地を活用する手法により、新たに整備した多目的広場です。

次に、3ページの5番は大学との連携による広場とありますが、実はいまだ未開設のため、これ以外の記述がございませう。しかし、現在、日本大学のキャンパスの一部を活用し、地元団体が活用できるよう協議を進めています。

今説明しましたこの2つが、新たに目指す新規の多目的広場として、私どもスポーツ振興課が所管しております。

次に説明する4つは、今ある施設を有効活用しようとする既存の多目的広場として、都市公園課と農業環境整備課が所管しています。

それでは、2ページの2番をご覧ください。都市公園内のグラウンド等の個人への開放でございませう。

ここには、多分皆さんにもなじみのある公園名が記載されているのではないかとと思ひますが、都市公園内のグラウンドなどを、通常は登録した団体が公共施設予約システムなどで予約して利用するところを、予約が入っていない場合に限り随時個人利用できますよとしたものです。ご覧のとおり、現在、17か所あります。

次は3番をご覧ください。民有地を活用した広場であります。これは北区に1か所ある借地公園のことです。

次の4番は、三橋総合公園、別所沼公園、岩槻文化公園などといった比較的規模の大きな都市公園の一角を区分して、多目的広場として活用する手法によるものです。6か所挙げていますが、今後、各区に1か所以上を目指して、増やしてまいります。

次に6番ですが、農業施設内の一角を区別して活用する手法によるもので、目標の3か所を既に開設しております。

これらを数え上げますと、30か所ありまして、所在地や案内図などを添えてホームページに掲載し、市民の方々へ利用を促しております。

以上、スポーツのできる多目的広場の全体像をまずご説明いたしました。

引き続き、個票のA4カラーの取組実績についての概要説明ですね、ご説明いたします。

まず、38-1です。ここでいう多目的広場整備方針が平成22年度中に冊

子にまとめられておりまして、皆様のお手元にはございませんが、緑色のスポーツのできる多目的広場整備方針ということでまとめております。この中に多目的広場の考え方とか、複数の手法による整備の仕方とか、多目的広場を管理運営する団体のあり方などを記載しております。

廣瀬委員長

このことですか、個票というのは。

金子スポーツ振興課長

個票といいますのは、A4判のカラー刷りの……

廣瀬委員長

冊子でいただいているものの38-1の見開き、これですかね。

金子スポーツ振興課長

そうですね。すみません。

38-1をご覧になっていただけましたでしょうか。

ここでいう多目的広場の整備方針とありますけれども、平成22年度中に多目的広場の考え方とか、整備の仕方とか、多目的広場を管理運営する団体のあり方とか、多目的広場の整備内容とか、団体による管理運営状況を確認する第三者機関、管理運営協議会の役割などを定めております。

そして、7ページ上段にございます平成23年度の取組実績につきましては、今申し上げました協議会というものを7月に設置し、10月と合わせて2回開催しました。

また、多目的広場の開設は、当初5か所をもくろんでいしましたが、管理運営団体とのやりとりに不測の時間がかかり、平成23年度中の開設は3か所にとどまりました。ただ、年度末に用地契約までこぎつけたところがもう1か所あります。

また、平成24年度末までに開設する全ての多目的広場について、管理運営していただく団体を決めて、整備に関するご意見を伺いながら、実施設計を完了しております。したがって、平成24年度末までに11か所開設したいのですが、あと7か所の工事発注だけを残している状況です。

このように、達成度については、開設した多目的広場の箇所数に不足はありますけれども、残りの広場の開設までの事務手続をすべて済ませていることから、「b-」といたしました。今後は、残る広場について、管理運営団体と詳細を詰めながら、工事へと進めてまいります。

次に、8ページ、9ページでございます。

都市公園内のグラウンド等の個人への開放です。

平成23年度の取組実績ですが、三橋総合公園や大型公園など、4つの有料公園内のグラウンドは夏休みと春休みに1日ずつ個人開放いたしました。また、13の無料公園内のグラウンドは、団体の予約利用がない時間に限り、個人使用ができるようになりました。

したがって、達成度につきましては、工程表どおり進捗したので、「b」といたしました。今後も引き続き個人利用できる公園の拡大に努めてまいります。

次に、10ページ、11ページにわたりますが、「38-3 民有地を活用した多目的広場の整備」でございます。平成23年度の実績ですが、北区の借地公園の一角を整備し、のびのび広場と命名しました。達成度については、工程表どおり進捗しましたので、「b」といたしました。年度内にさらに1か所、設計までは実施できる見込みです。

次に、12ページ、13ページにわたります。「38-4 (仮称)スポーツふれあい広場の整備」でございます。比較的規模の大きな都市公園の一角を区分しまして、多目的広場として活用します。平成23年度の実績ですが、目標に挙げた3か所を上回る4か所整備することができました。ちなみに、仮称としていた名称をのびのび広場といたしました。達成度については、工程表を上回る数値となったことから、「a」といたしました。各区に1か所の目標で進めていましたけれども、平成24年度末には累計11か所と、目標を上回る見込みとなっております。

次に、14、15ページにわたります。「38-5 大学との連携による多目的広場の整備」です。平成23年度の実績ですが、今もって2か所とした目標を達成できずしております。

この事業は、埼玉大学、日本大学、芝浦工業大学を視野に、大学の地域貢献に期待をして進めてきたものですが、最終的な詰めのところではつまずいてしまいました。それは、利用者に事故が発生した場合など、不測の事態における大学側の管理責任への不安をなかなか解消できずにおり、これが事業進捗の大きな妨げになっております。また、大学の資産は、授業料を支払う学生に利用する権利があっても、地域の人たちが多目的広場として利用することを大学も学生も想定していないという意見がありまして、これも事業の障害になっております。

こうして交渉を続けてきて思うところなのですが、市が持っている資産でないものを、一時的、暫定的であるにせよ、無償で市民利用に転用するのは極めて難しいなという感想でございます。

したがって、達成度については、目標に遅れがあるとした「c」です。ただ、現在、日本大学の敷地に隣接した広大な大学所有地の一部を多目的広場として利用するため、日本大学と近隣住民でつくる管理運営団体、そして私も市の三者が協定を結ぶ段階にきております。これをステップに、これをモデルに、今後はほかの大学等の調査をするなど、市内にはまだ8大学ございますので、こちらにアタックしつつ、可能性を探ってまいりたいと考えています。

次に、16、17ページにわたります。「38-6 農業関連施設へのスポーツもできる多目的広場の整備」の平成23年度の実績ですが、平成22年度から毎年1か所ずつ整備し、3か所にする目標を既に達成しております。

平成23年度の達成度については、工程表どおりということで、「b」といたしました。

以上、スポーツのできる目的広場について、スポーツ振興課がほかの所管も含めて、全般にわたり説明をさせていただきました。

廣瀬委員長

どうもありがとうございます。

それでは、一連、38の枝番が6つございますけれども、順序は特に指定せず、随時必要のあるものについてご質問いただいて結構かと思えます。

では、委員から質問がございましたら、お願いいたします。

また、事前にご質問として出していただいた項目につきましては、2回に分かれて回答が来たかと思えますけれども、その全体、13日の2度目の回答までを1枚といえますか、一つづりに取りまとめたものとして、今、席上にも配付されておりますので、これの3ページ目からでしょうか。38の枝番が始まりまして、7ページ目までになりますので、ここで既にお答えいただいている部分もありますけれども、これらの回答の中で、少し詳しく聞きたいというようなことも含めまして、ご質問がありましたら、お受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

福崎委員

事前質問の中で、事業費の内訳について、お答えくださって、ありがとうございました。

主に公園や広場の整備費に事業費が使われていると思うのですが、1点、これはちょっと関心があるので、質問させていただきます。

お金を回すという意味で、市内の業者に整備等を発注したりということは特に意識されたりはしていないのでしょうか。

金子スポーツ振興課長

市内の業者も含めて、登録した分から契約課のほうで抽出して、入札しているという状況ですので、これくらいの規模の工事ですと、おおむね市内の業者のリストから入札ということになります。

福崎委員

では、市内の業者の方を優先して事業を発注するという視点を持たれていると。

金子スポーツ振興課長

はい、そういうことです。

福崎委員

ありがとうございました。

井上総合政策監

公園だけではなくて、市の契約に関しては全て入札などの制度があります。その中で、大きな工事で技術的な難度が高いのものに関しては、当てはまらないものもありますけれども、基本的には、市内に本社・本店があるという業者を名簿に載せて、その名簿に載っている業者が入札に参加することになっております。基本的にはそういう市内経済への波及効果というのを勘案して、これは公園に限りませんが、市の入札制度はつくられています。

廣瀬委員長

木島委員。

木島委員

38 - 5について、メールで回答をいただいているのですが、一応念のため確認で、4年間の達成度は「おおむね達成」となっていますが、「未達」になるということの理解でよろしかったでしょうか。

金子スポーツ振興課長

ちょっと最初の言葉が聞き取れなかったのですが。

木島委員

38 - 5の4年間の達成度、「おおむね達成」だったのが、「未達」になるということでしょうか。

金子スポーツ振興課長

これは記載の間違いで、事務局のほうで直していただいたものですが。

木島委員

よろしいですか。委員長、ちょっとご相談なのですが、4年間たったときに未達だというのが見えているとなると、今回の評価で進んでいるとはちょっと言えないのかなと思っています。であれば「d」の評価になるのかなとも思いますが、こういうものはこれからも出てきたときに、どのように評価していったらいいのでしょうか。4年後がもう見えていて、それは未達だというのが見えてきたときに、去年の評価をどうしていったらいいのでしょうか。

廣瀬委員長

そうですね。これについていうと、日本大学と協議は進んでいるものの、それ以外については今のところ、既に決着がついてしまっていて、そこが24年度でどうにかなるという見込みが事実上はないわけですよ。ですから、日本大学さんとの間で1か所何とか実現したいということで努力されていて、24年度までの段階でも、恐らく3か所という当初目的に到達をすることはまず考えられなくて、今年度について言うと、まず1か所何とか達成しようということで努力をされていると。3年目の段階では、まだ一つずつでも増えてきていれば予定どおり「b」になるのだけれども、それより遅れていますねということで。ただ、最終的にも3分の1になるだろうということはほぼ確定の段階で、今年度の評価として、どういう評価をするのがふさわしいのだろうか、そういうご質問ですね。

福崎委員

私、この点について、「d」評価というのは未着手だと思うのですよ。

木島委員

未着手または目標と比べて大幅な遅れがある、ですね。

福崎委員

私は「d」をつけるのがちょっと忍びなくて、すみません。これについては、プランの数値目標は3か所という点にとらわれずに、単年度目標の数字が載っていないのですけれども、広場を整備するという、また特に総合大学だけにこだわらなくて、単科大学についても、もう少し幅を広げて整備を進めていき

ますという前向きな姿勢とかを評価して、「c+」にしました。ですが、確かにこの評価委員会のあり方として、プラン内容を最初の数値で挙げられているものというのにきちんと沿うのだとしたら、なかなか「c」という評価も難しいのかなとは私も思います。一意見です。

木島員長

当初のプランと比べれば、おっしゃっていただいたとおり、絶対無理ですとまで言ってしまっています。ただ、途中で目標の見直しをしたときに、プランと違う目標で評価するかどうか、ということになりますでしょうか。

廣瀬委員長

どういうふうに、特にもう一つは、今年の評価については、全体を見通した評価という要素も、特に24年度までにどうだろうかということ考慮には入れるけれども、基本的には23年度の達成度に対する評価だということがあります。

もう一つは、言ってみれば相手方のあることで、交渉事の上でここまで持っていきたいということを目指して掲げられたと。対象校は3校あったと。3校と交渉して、もちろんできるものだったら全部交渉成立で、何とかしたいということから着手をされたのだけれども、最終的には、3校のうち合意できるのは1校になりそうであるということなので、これをそういう性質の政策として見た場合に、未着手あるいは大幅な遅れと見るのか、遅れていて、かつ遅れの中でも決して軽微な遅れではないということ、例えば「c-」ぐらいをつけるのか、この辺の判断だと思うのです。

私個人は、「c」の中のさらに遅れているのだという評価あたりかなというふうに個人的には判断して、「c-」と評価をしましたがけれども、これはもちろんここでの議論の上で判断をしていけばいいと思います。

伊藤委員

学校側との調整というのは、設計とか企画段階の以前に、折衝はきちんとしていなかったのですか。

金子スポーツ振興課長

当初の段階では、学校のほうは地域貢献したいという意思があるのですが、私たちはそれを受けたいという気持ちがありまして、希望的観測はあったのです。でも、当初の埼玉大学の滑り出しもなかなかうまくいってしまっていて、教授との話し合いの中では、ああ、いいですね、いいですね、やりましょうということでしたけれども、いざ教授会、事務方が入ってきた会議になると、いや、待てよと。万が一のときはどうするのだということで、ストップしてしまっただけで、当初は見込みは双方持っているわけです。

伊藤委員

例えば、市有地を我々がどういう管理をするかということを決めておいて、その後、折衝するというのは変な話ではないか。普通は事前に折衝して、そういうことが可能であるという段階で、折衝に入っていくのであって、自分たちの都合のいいものを企画して、それに基づいて計画を立てて、これに合ってい

るか合わないかというそういう話は、本来あってはいけないし、そういうことは社会的に果たしていいのかという感じがします。人の懐に手を突っ込んでという感じがします。

計画もそうだし、事前の調整もしないまま進んで、評価の段階で具体的にになったら、それはできませんと客観的にいえば当たり前の話で、そういうのを平気で企画すること自体が私は不自然だと思います。

河西委員

私も、調整さえすれば、何とかなるのだなというふうにはちょっと思ったので、頑張ってくださいと思って、「b - 」に上げて評価してしまったのですが、質問にも回答してきたみたいに、責任問題だとか、維持の費用を学生が持って、市民は出してないとかって、あっ、じゃ違うのかって思ってしまって、これ、そうか、そういう段階まで戻さなきゃ、戻して考えなきゃいけないのかって、質問をして、評価をしたということが1つあります。

廣瀬委員長

高木さん。

高木委員

埼玉大学ではだめで、日本大学はオーケーということで、お互いに大学敷地内の管理責任上の問題はあるかと思うのですが、それは具体的にどういったところがだめで、日本大学はどういったところが大丈夫でというのは、どういったことがあったのですか。

金子スポーツ振興課長

埼玉大学の場合には、フェンスで囲まれた大学敷地内の一部を借りようと思ったのですが、ですからそこへ市民の方がアクセスする途中に、例えば車に当たったりとか、つまずいたり、そういう万が一の危険性もあるわけですよ。日本大学の場合には、敷地外に所有している土地がありますので、そこは既に昔からのかわりか、地域の方が少年野球をやったりとかしている部分があるようなところですよ。ですから、もう既存で使われている部分の一部を新たに囲って、お貸しいただけないかという交渉だったものですよ、敷地内と外でかなり変わってくるのかなと思うのですね。

高木委員

でも、最初から考えられてなかったから、話し合いで問題になったということだったのですよね。

金子スポーツ振興課長

そう言われてみますと、そうですね、最初の準備が足りなかった。

高木委員

あと、危機管理のところ、福崎さんがおっしゃったように、市の方に、業者に回すというので例えば何か監督者とか、警備員を1人とか配置させると、コスト面がかかるからだめというところもあるのですか。

金子スポーツ振興課長

そうですね。警備員の配置まではこの事業で考えていないので、そういった

ことではだめになっていないです。

高木委員

わかりました。

橋本委員

すみません。ちょっと教えていただきたいのですけれども、通常、例えば開設している公園で事故が起きたといった場合に、例えば責任という、これは市のほうで負うことになるのでしょうか。

松本都市公園課長

通常、開設している公園の中には、けがをされた方の瑕疵責任等もありますけれども、市側に瑕疵があったとなれば、市が負うことになるかと思えます。

判断については、よくこういう建物、会館みたいなところで、実際、去年の停電のときに、段差があって転んだと。けがをした。ちょっとけがをしたのですけれども、市側では、別にそんなに暗くないのだという主張をしまして、損保会社のそういった判断をするような第三者機関みたいなところが出てきまして、そこで市側には責任はないという判断をしてもらって、そのけがをなされた方もそれで納得をしていただいたと。ですから、そこで保険会社のそういった機関が、市側に瑕疵があったとなれば、市のほうで責任を負う形になるかと思えます。

橋本委員

例えば、そういう形で実際に処理されているということで、大学で、埼玉大学等でですけれども、大学の中でもし何か事故が起きたときに、責任が負えないよといったときに、結果的に回ってくるのはさいたま市なのかなというふうに思っています、そうすると、そういう理論というのでしょうかね、積極的に責任はさいたま市がとるとは言えないとは思いますが、そういう形で議論を進めていくということは、なかなか方向性としてはなかったのでしょうか。

金子スポーツ振興課長

そうですね。積極的に市の責任ですと言っても、例えば埼玉大学の中にはバスも通っていますし、学生が乗り入れています、車を。マンホールがあるし、つまりくこともあるし、そういった部分で、万が一のことをやはり心配されるだろうと思います。

栗原委員

僕の記憶違いだったら申しわけないのですが、日本大学のあそこのキャンパスというのは、実はキャンパスは閉鎖の方向ではなかったのでしょうか。たしか新規の学生はあそこは入ってなくて、みんな都内に新規の学生は行って、あそこはもう在校生がいなくなったら、最終的には閉鎖の方向という話を聞いたことがあるのですけれども。

金子スポーツ振興課長

リミットは明らかではないのですけれども、そういう方向性もあるようで、今、テーマになっている土地も、将来は売却するようなことをおっしゃっています。ですけれども、5年ないし10年は使わせていただけないかということ

で進めているわけですから。

伊藤委員

地元の自治会というのはどこを指していますか。

金子スポーツ振興課長

すみません。もう一度。

伊藤委員

日大法学部と地元の自治会で検討を進めましたと言いますけれども、市自治会連合会正副会長会とか、理事会に上がってきて、こういう問題がある、それはこういう進行状況ですとか、そういう話は一切聞いたことがありません。

金子スポーツ振興課長

この敷地に隣接した住宅部分がありまして、その自治会が、南鳳台自治会というところなのですけれども、こちらの方々の中で、そのグラウンドゴルフをやりたい方々が組織して、管理運営をしますよということで、今、進んでおります。

伊藤委員

この面積というのは、大体どのくらいですか。

金子スポーツ振興課長

面積は5,000平方メートルくらいです。

伊藤委員

5,000平方メートルで、管理ができるのですか。5,000平方メートルというと、かなりの面積ですね。

金子スポーツ振興課長

はい。

伊藤委員

これは簡単に自治会で、はい、そうですかと受けられるような話ではありません。

金子スポーツ振興課長

そうですね。

伊藤委員

実際に管理がちゃんとできるのかなという部分が、非常に心配です。

机上では可能性があるよという話がされても、実際は地域でいろいろ活動するため、あるいは整備の後の保守的なことを考えると、簡単ではないと、ちょっと認識が甘いのではないかという感じがします。

廣瀬委員長

ほかに質疑はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

橋本委員

この38の計画を進めるに当たって、指定管理者であるさいたま市公園緑地協会のほうで巡視をしていただいているということなのですけれども、もし仮にこの計画、38の計画を全部実現できたという段階でも、いわゆる市費、公

的資金のほうを増額しなくても、さいたま市の公園緑地協会さんのほうは十分カバーできるよという範囲なのではないでしょうか。それとも、やはりこの計画を実施した時点で、やはり人件費が絡んでくる、公的資金の投入も少しやむを得ないのだという状況なのではないでしょうか。

松本都市公園課長

市の外郭団体でありますさいたま市の公園緑地協会、これが管理していますのは、ここに言う38-2から4までの都市公園として決まっているところだけをやっております。ですから、委員のご質問のように、他の民有地、市有の未利用地等を協会に委託をするとすると、経費的にはプラスアルファになるかと思えます。

橋本委員

はい、わかりました。

井上総合政策監

逆に言うと、現状の経費の中でできるようなことをやっていくという感じになるかと思えます。特に、都市公園の一角の広場は、これはもともとそういう広場のところでキャッチボールもできるようにという話だと、ちょっと遊んでそれで終わりとなるのですけれども、グラウンドであると、使用後の整備とかも含めて、いろいろ管理者が管理しなければいけないところもありますので、これをもっと増やすということになると、そういう面での経費が出てくるかと思えます。逆に現有の中でできる程度で開放していくということなので、ご質問にもありましたように、もう少し開放日を広げられないかというところは、あえてそこがネックになっているかなと思えます。

廣瀬委員長

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

河西委員

2つあって、一般開放、個人に開放するというのが、8月、3月だけじゃなきゃいけないかなと思うこと、あと農業関連施設、今までの大きい公園の中の一部というところ、みんなが、あそこに使える部分があるなと思えますけれども、農業関連施設で、そういうところっていっぱいあると思うのですけれども、そこを広場になって、現在、空いたところというのは、広場になったところというのは、ちゃんと利用をコンスタントにされているのですかね。

利用しにくい場所を広場にしても仕方がないですし、逆に利用できるなら、個人開放できるのだったら、それこそ例えばゲートボールをされたいような方というのは、夏休みと春休みだけというよりも、もうちょっと広げられないかなと思うのですけれど。

松本都市公園課長

8月、3月だけかと。これは、一応限定して貸している公園は、基本的に有料公園と野球場とかですので、これの利用の少ない時期を、子どもさんが夏休みだとか春休み、そういった時期に合わせて開放させていただいております。

これも全部開放すると、今度は収入のほうが今度なくなってくるので、その辺のジレンマと、あと野球場等につきましては、大体1月から3月上旬くらいまでは、冬場ですので、霜が降りますので、閉鎖というのですか、一般の方にもなかなか貸さないとか、そういった状況も、全部ではないのですけれども、ございますので、一応その辺はちょっとご理解いただきたいなと思っております。

豊嶋農業環境整備課長

農業関連施設でございますけれども、市内に3か所ございまして、この3か所とも、現在、芝生広場という位置づけで、芝生が張ってある、そういった広場でございます。今、委員さんおっしゃるように、農地の遊休化しているところを再整備して、多目的広場というものではございませんので、これまでどおり、球技等禁止事項などがございましたけれども、そういったものをある程度緩和しまして、キャッチボールですとかが利用できるように、開放したいと思っております。

河西委員

いい感じで利用されているという感じなのですね。

豊嶋農業環境整備課長

はい。

河西委員

ありがとうございます。

須藤委員

1つよろしいですか。38-4のスポーツふれあい広場について質問させていただきたいのですけれども、目標に対して、数量的には3か所整備する、ふれあい広場を設置するというので、実績としては4か所で、確かに開設数としては超過達成で、「a」という評価を事務局のほうではされているのですけれども、私はちょっと「b+」ということで、ワンノッチ下げたのですけれども、確かに目標の3か所から4か所ですから、25パーセントの超過達成と言えるのですが、中身ですね。ここにいろいろ課題に触れてあるような、例えばボールの遊び、野球とかサッカーかもしれないけれども、キャッチボールとサッカーかもしれないけれども、そういうことに対して、できる人はいいい。逆にそこに例えば近くで弁当食べている人もいるかもしれないし、そういった方に対する配慮というのですか、そういうことで迷惑がかからないような工夫というか、質的なものの何か工夫は、ふれあいのびのび広場として開放される場合に、何かされたことがあるのかどうか。ちょっとそこがわからなかったの、ちょっと数量面だけで、3から4か所になったからといって、「a」というふうには評価させていただかなかった。ワンノッチ下げて、「b+」というふうには評価させていただいたのですけれども、そこら辺の質的な面で何か工夫なりはあったのでしょうか。のびのび広場ということで開放するに当たって。他の利用者に迷惑がかからないようにするとか、あるいは何かそういう。

松本都市公園課長

基本的に、公園内でキャッチボールはいけないというのは法律的にはないのですけれども、迷惑行為というのはやめてほしいというふうなスタンスでおりますが、ただ、その中で、こういった中で、ある程度の面積を持っている公園については、今、委員がおっしゃられましたように、お昼を食べているのだとか、食事しているとかいらっしゃいますけれども、それなりの広場というのですか、空間があるところを選定して、ここでのびのび広場としてやってほしいということ。

ですから、工夫というよりは、特段ないのですけれども、ここだったら大丈夫だろうというふうなところを選定してやらせていただいている、そういう実情でございます。

須藤委員

何か立て札かなんかして、このエリアではボール遊び可とかやっているわけですよね。

松本都市公園課長

ええ。これ、看板を、のびのび広場という看板を立てさせていただきまして、ここではそういったボール遊びをしてもいいですよというふうな看板をつけさせていただいています。

星野委員

38の全体的なことなのですけれども、その中で、38-4に書いてあるのですけれども、ホームページですかね。38-3ですね。取組実績の の情報交換プラットフォームの周知を図りましたということで、市のホームページで民有地の情報の把握と、また積極的な利用ということになっているのですけれども、私のほうで見させていただいたのだけれども、結構リンクが、事務局のほうから教えていただいて、リンクを見たのですけれども、ちょっとさっぱりしたようなホームページであって、ちょっと情報交換まで行かないようなホームページなので、このプラットフォームという形なので、これからいろいろと変わっていくのでしょうか、今後こういったこのホームページの活用を考えているのかと、またホームページというのは、これ、所管が全部、全部ではないのですけれども、所管が何個か遊休地の活用ということで分かれていますけれども、これ、全体的にホームページが一つの窓口として、市民の方に利用いただくような周知ということを図ることを考えられているのかと、また全体を通してなののですけれども、稼働率というのは、多目的広場であったり、またその後ののびのび広場の稼働率というのは、今、現状どのぐらいなのかを教えてくださいたいと思います。

以上になります。

松本都市公園課長

ホームページなのですけれども、所管ごとに全体を、市のほうの情報政策のほうで一括して管理をしていますので、そのルールにのっとったような形で、リンクもつくらざるを得ないので、委員ご指摘のように、ちょっとわかりづらいのかなという面も、それは認識しているところでございます。

ただ、あと今後はもう少しですね、プラットフォームということで、上り下りどちらにも乗れるのですよという形で、現在のところだと、市からの一方的な情報発信に近いものかなということもありますので、今後の課題かなとは考えております。

それと、38-3についてのアクセスは、23年度の実績でいきますと、全体で680件のアクセスがございまして、このうちの1件につきましては、現在、11ページにも書いてありますけれども、今、地主さんのほうと最終の詰めを行っていきまして、それが終われば、今年度設計、実施設計ですね、これに移っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

星野委員

例えば、ホームページで市民の方が活用していただくような推進というのは図る予定はあるのですか。

金子スポーツ振興課長

現在開設している、スポーツのできる多目的広場の分布図というものをアップしてございまして、多目的広場で検索すると、ここが行き着きまして、所在とか案内図を載せて、暗に使ってくださいますというのでやっています。

今後、これをどんどん増やしていくというところではございまして、稼働率の話ですが、38-1につきましては、地域の団体の方がかなり利用していますので、これから聞き取りによって、日に何人ぐらい使っているというような報告をお願いしていますので、正しい情報が入ってくるのですけれども、全体的な稼働率になりますと、都市公園の中の一角にあたり、借地公園があたりとか、全体が把握できないものですから、今まで、ずっと説明している所管が毎回集まりまして、プロジェクトチームをつくって、話し合っています。そんな中にテーマとして入れさせていただいて、何とか全体の稼働率をつかもうよという話をさせていただこうと思います。

廣瀬委員長

では、ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」)

では、この38の枝番、6つありますけれども、ここまで質疑を受けまして、では順次確認をしてまいりたいと思います。

ここまでの質疑を受けまして、事前にご提出いただいた評価がこの資料の1-1と2-1で取りまとめられているわけですが、順次見てまいりますので、変更があります場合にはお申し出いただきたいと思います。

まず、38-1、整備方針の決定の事業ですけれども、こちらについて、事前の評価では、10名の方が「b-」で、ほか1名ずつ「b」、「c+」、「c」、「c-」ということですが、まず変更はありますでしょうか。

河西委員

すみません。全部を聞いたら、やっぱり「c-」でお願いします。

廣瀬委員長

はい。38 - 1。

河西委員

38 - 1、それから38の大学との連携、これは「c」でお願いします。

廣瀬委員長

まず、枝番1つずつ見て、やりたいと思いますので。

38 - 1について、河西委員は「c」。

河西委員

こちらですが、「c」でお願いします。

廣瀬委員長

どちらでしたっけ。「c」、「c -」でしたでしょうか。

河西委員

いえ、すみません。「b -」でお願いします。

廣瀬委員長

「b -」ですね。

河西委員

「b -」です。

廣瀬委員長

ほか、この38 - 1について変更ありますでしょうか。

(「なし」)

では、11名「b -」で、「c +」、「c」、「c -」が各1名ですので、外部評価として「b -」で確定して、この変更後の分布で確定をしたいと思います。

38 - 2です。これにつきましては、事前の評価で、13名が「b」、1名が「b -」ですけれども、これについて、まず変更ございますでしょうか。

(「なし」)

それでは、外部評価は「b」で確定、この分布で確定いたします。

38 - 3、これにつきましては、事前の提出では、「b +」が1名、「b」が10名、「b -」が3名となっておりますが、これの変更ありましたら、お願いいたします。

(「なし」)

それでは、「b」で確定として、この分布で確定をいたします。

38 - 4、これについては、事前の評価では、「a +」が1名、「a」が5名、「b +」が7名、「b」が1名となっております。まず、これの変更がありましたら、お願いします。

(「なし」)

それでは、若干ではありますけれども、「b +」のほうが一番多いということと、「a -」はこれまでも余りつけてこなかったもので、ちょっと間が飛んではおりますけれども、予定よりは若干いいというところの評価をどこにするかというところに従ったところですので、「b +」の側で確定をし、このままの分布で確定をしたいと思います。

続いて、38 - 5、大学との連携ですね。事前評価はこの一覧に出ているとおりですが、河西委員、こちらは「c」。

河西委員

「c」でお願いします。

廣瀬委員長

ほかにこちらの38 - 5の評価の変更がありましたら。

高木委員

白紙になったのが、準備不足だった気がしたので、「c」から「c - 」にお願いします。

廣瀬委員長

そうしますと、全体としては。ほかに変更ございますか。

(「なし」)

では、全体としては、「b - 」がなくなりまして、「c + 」が2名、「c」は差し引きで変わらず4名で、「c - 」が8名になるということになるんでしょうか。確定評価としては、外部評価「c - 」で確定して、先ほどの分布で確定をしたいと思います。

38 - 6、農業施設の関係ですが、事前の申し出では、「b」が12名で、「b + 」と「b - 」がそれぞれ1人となっております。これの変更がありましたら、お願いします。

(「なし」)

では、「b」で確定として、この分布で確定をしたいと思います。

では、38の枝番につきましては、以上でヒアリングと評価の集約したいと思います。

では、実施機関の皆さん、どうもありがとうございました。

(43 太陽光発電設備の設置を推進します。)

廣瀬委員長

では、引き続き、事業番号43番、太陽光発電設備の設置を推進します、こちらに移りたいと思います。

こちらにつきまして、まず実施機関から簡潔に説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

大熊地球温暖化対策課長

それでは、43番、太陽光発電施設の設置を推進しますについてご説明を申し上げます。

数値目標でございますが、太陽光発電施設につきまして、市有施設は22施設、460キロワットを増やし、太陽光発電能力を170キロワットから630キロワットにします。また、住宅用太陽光発電設備等につきましては、23年度までに1,375戸に相当する5,500キロワットにしますという目標を掲げ、それに向けて事業を行っているところでございます。

の取組実績でございますが、平成23年度の主な目標につきましては、市

有施設が2施設の設置、小・中学校につきましては7施設の設置、住宅用太陽光発電設備につきましては、1,500キロワット分の設置を目標としてございます。

主な実績でございます。市有施設につきましては、西区役所、大宮南部浄化センターの2施設に設置をしてございます。小・中学校につきましては、目標のとおり7校に設置をいたしました。住宅用太陽光発電設備設置補助につきましては、1,655件で、6,362.71キロワット分の能力の施設を設置してございます。

また、住宅用太陽光発電設備につきましては、補助単価等の見直しを行うとともに、補正予算による増額を行いできるだけ多くの市民に補助を行うようにいたしましたものでございます。

このようなことから、達成及び評価理由でございますが、平成23年度の数値目標、取組内容、工程表等のとおり進捗してございますので、「b」と判断いたしまして、またより多くの市民が補助を受けられるような住宅用太陽光発電の補助制度を改善したことから、プラスの加点をしてございます。

次に、の平成24年度の主な目標と今後の取組内容でございます。

市有施設につきましては、見沼区役所、緑区役所の2か所の設置を予定してございます。小・中学校につきましては、4校、20キロワットで4校分ですので、80キロワットの太陽光の発電の設備を設置。また、スマートホーム推進・創って減らすという補助メニューを設置して、温暖化対策等の推進を図るようにしてございます。

達成の見込みでございますが、このようなことを実施することによって、目標を上回るよう達成してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

では、この43番について、質疑がございましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

高木委員

この事業は、すごい経済的効果があって、環境もすごく貢献しているので、素晴らしい事業だと、そういう意見を持っていたのですけれども、実際、学生の方々がこの事業をやっている、取り組んでいることを知らない方が多いのですよ。市民の人も、中学校のいろいろな一部の中学校とかなので、学習面でもすごい教育の材料になると思ったので、もっと多くの方々に知られるように努めること、ここでは質的市民満足度向上について挙げられたことがあったのですけれども、それ以上に何か取り組んでいることってありますか。

原学校施設課長

教育委員会学校施設課です。

いろいろこういった取組を重視するために、各学校にモニターを設置しております、子どもたちはもちろんのこと、あと学校においていただく保護者の

方ですとか地域の方、そういった方に太陽光発電で、こういった今、屋上に通常設置していますと、なかなか見えないのですけれども、発電状況ですとか、CO₂の削減量、そういったものを目に見える形で各校にモニターを設置しております、周知ですとか啓発に努める取組をしております。

高木委員

一方で、すごい取組なのですからけれども、一部の方しかまだそれは見られてないじゃないですか。例えば、補助をこれだけすごい改善したということを知っている方が知るだけでも、すごいもっと太陽電池をやろうかなという気になると思うのですよ。例えば、周りのまちであるとしたら、ガソリンスタンドとか、ちょっとポスターを張らせていただくとか、そういったふうに、もっと広く、例えば学生の掲示板とかに、こういった補助を改善しましたということをもっと広めるというような取組をされる予定とかがあってされる予定とかあるのですか。

原学校施設課長

今までそういった形での取組というのは考えてはいないのですけれども、教育委員会として、ホームページの活用ですとか、できるだけ広くそういった周知に努めると、そういった方策はまた今後考えてみたいと思います。

高木委員

あともう一点なのですからけれども、例えば知らない人がやっぱり多いので、例えば、例なんですけれども、フェイスブックとかSNSというのは学生がすごいやっているんですね。就職活動でも、企業の方がおっしゃっていた話なのですからけれども、紙の媒体も大事なんですけれども、そういう需要があるところに情報を知らせるだけで、すごい見てくださったっていう、いいねというのが、あれだけでもすごい広まったという意見があったので、もっと広めて、すごいお金もかかっているじゃないですか。しかも、環境もあって、経済効果も高いということだったら、もっと広まってもいいのかなと思ったのですよ。

なので、実際、私の大学で、研究でやっていたり、興味ある人もいますし、ほかの授業とかで、寺子屋とかで、そういった学習面で、もっと取り入るとかもやっていたと思うのですけれども、さらに広めていくというのもあったらいいなと思ったので、ちょっと意見として言わせていただきました。よろしくお願いいたします。

廣瀬委員長

それでは、木島委員。

木島委員

住宅用太陽光発電設備設置の補助のところ、本来のプラン目的と違うことはわかっているのですけれども、質問させていただいた回答にいただいたとおり、電力供給不足への対応に、結果としてなったのかなと思っております。

回答の中で、1,800世帯分の電力使用量に匹敵するものということ回答をいただいたのですが、詳しくわからないので、1,800世帯というのは、どの程度の効果があり、効果が高いのか低いのかというのがちょっとわからな

いので、教えていただければと思います。

大熊地球温暖化対策課長

これにつきましては、計算式がございまして、まず太陽光発電の1キロワット当たりの年間発電量というものがございまして、約1,000キロワット・アワー、1キロワット当たり、大体そのくらいの発電量が見込めます。それで、今回、23年度につきましては、6,362.71キロワットの能力を設置しましたので、それを掛けますと、6,362,710キロワット・アワーが計算上では発電していることとなるものでございます。

これを、電気事業連合会で公表しているのですが、標準1世帯当たりの1か月に使う電力量というものが300キロワット・アワーでございまして、年間にすると3,600キロワット・アワー。これを先ほどの発電キロワット・アワーを3,600で割りますと、約1,800世帯分、という計算でこれを書かせていただいております。

木島委員

すみません、ちょっと質問がわかりづらくて申しわけないです。

1,800世帯というのが、効果として、どの程度良かったのかというのが、数字だけだと実感がわかりません。電力供給不足に対して、1,800世帯やったから、効果があったのか、それとも、言い方は悪いですけども、余り効果がなくて、焼け石に水のような状態なのか、その辺がわかればありがたいのですが。

大熊地球温暖化対策課長

それについては、やはり考え方といたしますか、それに影響を受けて違ってくると思うのですが、基本的には節電対策という形の、電力需要をいかに減らせるかということが昨年度から国家的な取組でございまして、計画停電を皆さん経験されておりますので、それを何とかこういう形で、太陽光発電によって電気需要を減らすと。それが、1,800世帯分減らせるということでございまして、大変大きな効果があったものと考えます。

木島委員

今年の目標として、24年度の目標としては、何世帯見込まれていらっしゃるのか。

大熊地球温暖化対策課長

今年は、予算の関係もございまして、予算の関係からいいますと、1,500世帯弱は設置できるのではないかと考えております。

河西委員

すみません。この一般住宅のほうの太陽光、住宅に対しての太陽光発電設備なのですけれども、耐震性のできてない住宅がその希望をした場合とかは、どういうふうにされていますか。

それで、学校などに設置したいとき、やっぱりまだ耐震性が整備されていない学校には、やっぱりしてないということですか、太陽光の設備というのは、耐震性がされているという前提のところ設置されるということですか。

大熊地球温暖化対策課長

一般の住宅の太陽光発電のほうにつきましては、基本的に設置される方の申請で助成をしていますので、補助を出していますので、その設置自体、その建物自体の耐震性があるかどうかというのは、設置する方が設置する事業者さんと確認をしながらやっているものと思われま。市としては、特に住宅の部分については、耐震性云々についての確認はしてございません。

市有施設、学校も含めた市有施設については、委員のおっしゃったとおり、耐震性を十分考えて、その構造等含めた上で、太陽光発電設備を乗せても大丈夫だという建物について設置をしてございます。

河西委員

そうしたならば、申請をした住宅に限るということは、そうしたら両方併用して援助は受けられるということですかね。それから、耐震性はなっていない家なのだけでも、太陽光の設置もしたいというふうになって、耐震性の援助も受け、太陽光のほうの援助を受けということは可能な働きかけなのですか、これは。

大熊地球温暖化対策課長

それは可能であると思うのですが。

河西委員

ありがとうございます。

廣瀬委員長

まず、伊藤委員。

伊藤委員

今の耐震性の話が出ましたけれども、自治会に対しては、回覧も含めて、耐震性の診断をやってくださいと、毎年やっていますよね。それに関連づけて、太陽光発電の補助の対象になりますという格好で出せば、かなり診断をする人が多くなると思います。

補助金は、予算的に1世帯当たりどれぐらい出して、どういう格好で回収するのか。その辺はどういう予定なのですか。

大熊地球温暖化対策課長

基本的に、今の平均で申し上げますと、大体4キロワット弱、3.85キロワットぐらいが設置している一般住宅の平均でございます。それで申し上げますと、大体200万円弱ぐらいが費用としてかかっている状況でございます。

それはどう回収するかというのは、設置する方がいろいろ考えるところだと思いますが、現状としましては、市の補助プラス国の補助プラス県の補助がございまして、それらを使いますと、120、130万円程度まで落ちてくる、すべて使えるとすると。それプラス買い取り制度がございまして、余剰電力が多ければ多いほど買い取っていただくということで、節約できますので、回収に要する費用ですか、イニシャルコスト、回収費用というのは、だんだん減ってくると。

大体、すべての補助金と買い取り制度を加味すると、11、2年ぐらいで回

収めるような計算ができます。

伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

廣瀬委員長

では、須藤委員さん。

須藤委員

ちょっとどこかに記載があるのかもしれませんが、教えてください。平成23年度の本事業に係る事業費がトータルで4億500万円と実績でなっておりますけれども、その内訳、すなわち市有施設への設置に幾ら、それから小・中学校の設置で幾ら、それから民間住宅の太陽光発電への補助で幾ら、ちょっと内訳を教えてくださいというのが第1点です。

どこかにあったかもしれませんが、ちょっと私、今、失念してしまいましたので。内訳は、相応のお金が投資されているので確認したいと思います。

大熊地球温暖化対策課長

住宅用太陽光発電のほうですが、約1億7,000万円の補助を実施してございます。

あと、市有施設でございますが……

原学校施設課長

学校が約1億5,600万円です。

須藤委員

その差額が民間住宅の太陽光発電への補助ということですね。

大熊地球温暖化対策課長

そうですね。

須藤委員

それが第1点で、わかりました、内訳はですね。差額を計算すればわかります。

井上総合政策監

8,000万円ぐらいですか。

須藤委員

わかりました。

それに関連して、ここにもたしか書いてありましたけれども、非常にこういう太陽光設備、技術革新が顕著で、急速で、相当単価が、設備の設置費用も含めた太陽光パネルの価格ももちろんですけれども、相当急激な単価下落というのが進んでいるのですね。当然市の関係セクションの皆さんは、そこら辺のコスト削減といいますが、少しでもメーカーから安くこういったものを仕入れるなり、設置事業をやるということで努力されていると思いますけれども、具体的にその辺、メーカーの選定なり、その辺で、コストのより削減、効率化といいますが、より低いものを仕入れるなり設置するという何か努力をされている中身というのがあれば、教えてくださいと思います。

大熊地球温暖化対策課長

それは住宅ではなくて……

須藤委員

3つのすべて、太陽光の設備、それから住宅、住宅は結構ですね。学校と、それからこれですね。市有地への設置についてのメーカー選定の考え方なり、こうして安く設置なりコストダウンを図っているという中身があれば、教えていただきたい。

原学校施設課課長

学校のほうからになりますけれども、学校につきましては、実際には工事請負費という形で、一般競争入札という形になります。その際、設計仕様の中では、メーカーの指定とかそういったものはしてございません。性能、機能、そういったことだけ市の設計上はですね、そういった形での指定だけになりますので、性能のよしあしとか云々とか、そういったコストについては、入札という形でそれが反映されるような、そういった仕組みをとっております。

ですので、市として、特定のメーカーですとか、そういったものを指定ということについてはやってはおりません。

須藤委員

では、競争入札で何社かがそこに入札して、基本的には一番安い札をとるということですね。

原学校施設課参事兼課長

はい、そうです。

大熊地球温暖化対策課長

市有施設も同様でございます。

須藤委員

では、特定のメーカーに偏らないで、常に何社か、4社とか5社とかから価格の提示を受けて……

原学校施設課課長

入札という形式になりますので、落札、受託した業者がどういったメーカーを使用するのかについては、その中で一番経済的なり、その仕様に合った、そういったメーカーのものを使っていると、そういった形で考えています。

須藤委員

ちなみに、あれですか。22年度、23年度で、どのくらいの大体同じような規模であれば、コストダウンが図られたというか、価格下落というのが進んだのですかね、当市の場合には。なかなか比較しにくいと思いますけれども、規模が違うので。ざっくり言って、どのくらいの下落が進んだというふうに考えますか。

原学校施設課課長

実際、学校の場合ですと、それぞれ条件が違いますし、受電設備とかそういったものの改修だとかを一体に含んでいるものですから、発電能力で割って、単価がという比較は難しいと思います。

大熊地球温暖化対策課長

基本的に、市有施設、学校の施設ぐらいの大きさといえますと、当然ながら、屋上の場所の関係もございまして、屋上に設置する場合は非常に多うございます。そういう場合については、防水設備とか、あと架台、太陽光発電を乗せる架台が、非常に風とかそういう面に十分耐えられるような丈夫なものを設置する必要がございます。そういうものの単価が、非常に高くなってしまふ。単価的には、一般の住宅と比べますと非常に高くなっているのが現状でございます。

ただし、先ほど申し上げたとおり、入札等によって価格を抑えるような形での努力はしております。

須藤委員

はい、了解しました。

原学校施設課長

先ほどの追加になりますけれども、条件が一致していないので、単純の比較は難しいということで、それはそのとおりなのですが、そういったものを無視して、22年度に設置したものと23年度に設置した同じ20キロワットの太陽光発電、4校ずつあるのですが、それを比較しますと、23年度では3割ぐらい工事費が落ちています。

須藤委員

わかりました。ありがとうございました。

廣瀬委員長

福崎委員。

福崎委員

まず1点目が、質問なのですが、まず事前質問で、国や県から補助がどの程度来ているのかということをお答えくださって、ありがとうございました。

この補助が、公的機関、さきほどまで挙げられていた市有施設や学校への太陽光発電の設備にも使えるのかどうかということが質問です。

もう一点が、ちょっと資料をできればいただきたいというお願いなのですが、プランのほう、平成24年度の取組内容の中に、新しい制度を改正するということが書いてあると思います。「スマートホーム推進・創って減らす」、これが住宅用発電設備を含むとあるので、ほかの設備の設置もかわって、トータルな補助制度になるのだと思うのですが、この新しい制度が、本事業、太陽光発電の促進というものにさらに貢献できるのか。こういった点で改善された制度なのだとおっしゃることを少し示していただければなと思うので、また質的評価につながってくると思うので、追加資料をこの点はいただければなと思います。

大熊地球温暖化対策課長

まず1点目のほうですが、市有施設については、国からの補助があるものがないものがございます。基本的に、23年度に行ったものにつきましては、南部浄化センターというのがございまして、それはグリーンニューディール基金

という国からの基金をもとに設置しているものでございます。それ以外で、何施設かはそのグリーンニューディール基金を使っているものでございますが、基本的には市有施設については、ほとんど市単独でやっているものがございませ

原学校施設課長

学校施設につきましては、文部科学省からの補助制度でございまして、基本的な単価、1キロワット当たり100万円前後の補助で、補助率が2分の1、そういった補助制度がございませ

ただ、平成24年度からは、この補助金は、地域自主戦略交付金という形で、トータル、ほかの事業と合わせた形での対象になるのですけれども、国からの補助制度自体はあるということで考えていただいて結構です。

大熊地球温暖化対策課長

それと、スマートホームとの関係ということでございませ

すが、今回、加点の要因といたしましては、補助単価の見直しと、補正予算等による予算額の増額というものがございまして、基本的にスマートホームの設置補助自体が今回大きく太陽光発電に寄与したというものではございませ

詳しく申し上げますと、改善点といいますか、まず1点、質問書の回答をさせていただきますが、電力需給契約日を22年度では1月31日であったものを、23年度は2月29日という形で、設置していただく期間を延ばしているのが1点、それと22年度では補助単価が5万円だったものを、1キロ当たり5万円だったものを3万円に下げさせていただいて、より多くの市民の方の申請にこたえられるようにという形の改善をさせていただきました。

福崎委員

すみませ

ん。23年度までの改善点じゃなくて、今、お伝えさせていただいた加点要素は、来年度の評価にかかわってくるという意味です。新しい制度、しかも少し内容面で変化のある制度を始められるということは、以前の制度の例えば足りなかった点だったりとか、何か要望等があったものも少し反映をさせていただいて、制度の見直しが行われているのではないかなという期待を込めての質問、資料請求です。何か新しい制度、平成24年度から始まるので、当然今回の評価には加点にはなっていないと思うのですが、新しい制度について、もう少し詳細がわかる資料がありませんか。

大熊地球温暖化対策課長

24年度から始めた新たな制度としましては、スマートホーム推進補助金という名称を使っております。これにつきましては、皆様ご存じのとおり、スマートホームという形で、太陽光発電とか太陽熱、または燃料電池、またそのほかの省エネ、創エネに貢献する機器の補助をするという形で、私ども、地球温暖化対策課でございませ

るので、温室効果ガスの削減につながるというものの補助をふやしたというものでございませ

ん。具体的に申し上げますと、太陽光発電を含めて、10のメニューを新たに増設しまして、11のメニューとしてございませ

し上げたとおり、太陽熱が自然循環と強制循環という形で2つ、家庭用燃料電池が、エネファームと通常いわれていますが、これ。あとエコウィルといわれておりますが、ガスエンジン給湯器、家庭用蓄電池、地中熱利用システム、太陽光開放システム、LED照明、放射熱塗装、HEMS機器という形のものを新たに設けてございます。

福崎委員

ありがとうございました。

井上総合政策監

昨年度もちょっと議論があったのですけれども、事業としては、もともと環境面で、CO₂の排出削減ということで、地球温暖化対策の課で担当をやっていましてけれども、木島委員からもご質問がありましたように、去年、電力危機ということがあって、もともとの環境面の事業にプラスの要素を加味していったところがあって、去年、例えば蓄電池も補助の対象にして、ピークカットの一助になるようにしております。

それから、そういう電力危機への対応とリンクする部分もありますけれども、昨年度、さいたま市がスマートエネルギーの総合特区に手を挙げて、国から認定されております。スマートホームについては、浦和美園の地域で、100戸を整備することで今、計画を進めていますけれども、せっかくさいたま市としてスマートエネルギーを進めていこうということなので、浦和美園だけにとどめるのではなく、太陽熱であったり、エネファームといったような、まさにエネルギーを家庭で作り出したり、家庭でピークの平準化に資するような手法も補助対象の中に入れて、先ほど課長が説明しましたように、補助金のメニューを増やして、24年度からやっていくこととしております。

廣瀬委員長

大分時間も超過してきております。いかがでしょうか。おおむねこれぐらいでよろしいでしょうか。

(「なし」)

では、43につきまして、以上、ヒアリングは一たんここまでとしたいと思います。ここまでの議論を踏まえまして、評価の変更がありましたら、お申し出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」)

それでは、「a」が1名、「a-」が1名、「b+」が9名、「b」が3名ということで……

福崎委員

委員長、すみません。

廣瀬委員長

はい。

福崎委員

訂正なのですけれども、私、「a-」にさせていただいて、説明が足りない

という理由があったのですけれども、今、いろいろ説明していただいたので、「a」に変更させてください。

廣瀬委員長

はい。

それでは、「a」が2名で、「a-」がゼロで、「b+」が9名で、「b」が3名という形になります。

よろしければ、これで「b+」で外部評価を確定し、分布が2名、9名、3名ということで確定したいと思います。

それでは、どうもお疲れさまでした。

(47 新規建設事業費の1%を魅力ある文化・芸術のまちづくりに配分します。)

廣瀬委員長

続いて、47番の事業に移りたいと思いますが、1パーセントの事業でございます。

では、47番の事業につきまして、実施機関から簡潔にご説明をいただきたいと思っております。

中村文化振興課長

文化振興課長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

廣瀬委員長

よろしくお願ひいたします。

中村文化振興課長

それでは、私どものほうの47、新規建設事業費の1パーセントを魅力ある文化・芸術まちづくりに配分します、これについてご説明させていただきます。

数値目標は、平成22年度末までに建設費における1パーセントを文化・芸術事業に充てる仕組みをつくるとしておるところでございます。これにつきましては、さいたま市が独自につくり上げました建設事業費の1パーセントを文化・芸術事業に充てる仕組みというのは、普通建設事業費のうち、国庫支出金や起債など特別財源を除いて一般財源の1パーセントの額を既存の事業を含めた文化・芸術のまちづくりに配分するというものでございます。

平成23年度の取組実績でございますが、基金設置条例の制定につきましては、基金設置条例を議会へは提出できませんでした。これは、平成23年2月議会において基金の設置条例を提出したのですが、継続審議となりました。この年、23年4月に市議会が選挙により改選されてしまったため、結果廃案となったところでございます。

さらに、昨年3月に発生した大震災によりまして、社会経済情勢が大きく変化したことなど等によりまして、基金の額や用途を再度検討することとしたため、平成23年度につきまして、基金設置条例は提出しなかったということでございます。

あと、さいたま市誕生10周年記念事業としての新たな文化事業の実施でござ

ざいます。実績とすれば、10周年記念事業として、秋のさい10フリーカルチャービレッジインさいたま新都心、それからジュニアソロコンテストを開催いたしました。

達成度を「c」とした評価理由でございますが、1パーセントを文化・芸術に充てる仕組みについては、平成22年度に算出方法を確立しまして、23年度新規事業を1,000万円生み出すことができたわけなのですが、ただし普通建設事業費が年々減少する傾向にありまして、この仕組みでは財源が生み出されない状況が想定されるということで、見直しを図ることとしたため、構築できなかったとして、「c」評価としたものでございます。

説明は以上でございます。

廣瀬委員長

どうもありがとうございます。

では、この47番の事業につきまして、質疑がありましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

三浦委員 ちょっと私の誤解かもしれないので、確認をさせてください。

今日、卓上でいただいた質問対応シートの19ページ目の一番上に私が質問したことが書いてあって、先ほどの説明にもあったのですけれども、平成22年度に建設事業費の1パーセントを文化・芸術事業に充てる仕組みはつくったという理解でよろしいのですか。算出方法を確立したというのは、仕組みができたということとイコールなのかをまず教えてください。

中村文化振興課長

すみません。ちょっとその辺、わかりにくかったと思うのですが、算出方法を編み出したということです。

三浦委員

では、予算請求の根拠にその算出方法を使っているということですか。

中村文化振興課長

はい。そういうことですね。

三浦委員

では、条例化はやっぱり必要で、それを仕組みとして担保するには条例が必要ということなのですか。

中村文化振興課長

そうですね、はい。

三浦委員

そうすると、まだ仕組みはできてないということですね。

中村文化振興課長

はい。

三浦委員

わかりました。

廣瀬委員長

では、河西委員。

河西委員

すみません。評価するに当たって、市民としてパブリックにというふうに心がけようと思うのですが、資料として配付されたものを、この文化芸術都市創造条例という文を全部読んでみましたし、あと、それからフリーカルチャービレッジだとか、この条例のコンセプトだとか、そういうものはみんな読ませていただいたのですが、建設費の1パーセントについて、私がさせていただいた質問に、そのコンセプトがよくわからないというふうなことを質問したのですが、回答いただいたような、1パーセントどこから持ってくるということとかではなくて、この条例、文化芸術都市創造条例の中に書いてあることの中に、盆栽、漫画、人形、鉄道というにあって、さいたま市ならではということというのは十分挙がっているのですけれども、それに当たる姿勢がわからない。

私は岩槻区から来ていますが、岩槻に人形会館建設の予定があります。その予定地は決まっても建設はされていないのですが、人形会館に関する会議もされているようなのですが、人形会館のための話はそこで保存するものを、どこそこの人がひな人形を寄附してくれる、あるいは修繕に幾らかかる、そういったものばかりになっていまして、せっかくこの条例の中には、育てることということ、創造することと書いてあるのですが、岩槻区の区役所のほうに聞いても、本庁のほうに聞いても、新しいものを育てるといようなことは、はしにも棒にもひっかかってこないのですね。

岩槻の人形に関してなのですが。さいたま市の中での認知度というので言ったら、盆栽というものよりも上に来るぐらいに認知度は高いのですが、例えばどこかでやっていると思うのですけれども、地域の中で、例えば静岡のお茶、子どもみんながお茶を飲むとかというような感じになっているみたいに、例えばさいたま市の中の高校の美術の中に人形造形が入っているということもないですし、今後の育成というのがどうなるのかというのが全然出てこないのですよね。

岩槻区の区役所のほうに聞いてみたら、今後の育成はやはり廃れていく一方であるという返答が返ってくるので、実際問題、岩槻の人形って知らない人いないのに、何で育てようとしらないのかなって。その予算というのはそんなかからないはずですし、才能の発掘というのを何で歌と踊りとスポーツに限っちゃうのかなってという部分が、どこを読んでみても、回答を見ても、全然ひっかからないので、その部分、スポーツ文化局の皆さんの考えをお聞きしたいのですが。

中村文化振興課長

実際、例えば人形、岩槻が中心となってくるのですけれども、小学校の授業の一環として、人形製作を、実際やっておりまして、そういうものを広げる、増やしていこうという話がございます。

それから、盆栽についても、大宮の盆栽町の周辺の学校で、盆栽を育てるとい授業をやる、やっている、そういう話は聞いてございます。

河西委員

すみません。岩槻の人形に偏っていてパブリックな意見ではないかもしれませんが、小学校のときに人形見学会というのは実際にあるのですね。それというのは、簡単な木目込み人形をつくるとか、その程度なのですが、今言ってみたくて、次世代に対して創造者を育てるという意味で、だから、例えば美術大学の彫刻科を出た人が、岩槻の職人のところに弟子入りしたいというような若手育成にまではつながっていないですし、見学が次の段階につながるか、つなげるための働きかけになるかの考えがないんですね。

岩槻の区役所のほうで聞いてみても、問い合わせ先というのは本局のほうに持っていかれて、その建設物に対するのらりくらりとした返答、歴史的伝統のものというのは、京都の人形、福岡の人形をとっておいても仕方ないって思うのですけれども、それよりも今後の若手育成へつながる道筋というのが見えないので、その辺、どうお考えですか。

中村文化振興課長

文化芸術都市創造条例を4月1日につくりまして、現在、その条例を具体化すべき基本計画の策定をやっておるところです。審議会というものを設置しまして、そこでご意見をいただきながら、基本計画をつくっていくこととなります。その中で、委員がおっしゃったような人を育てるとか、そういった話も、その計画の中に位置づけられてくる可能性はあるということです。

河西委員

そうですか。

中村文化振興課長

はい。

河西委員

そうしましたら、人形会館の建設予定というのは、もう何年も前になっていて、市の議員の方の反対があって見送りになりっていう感じで、割と何転かしているのですね。そうなのですけれども、育成のためのというものの窓口というのは、全く見えない。ここ過去3年くらいの間で、計画をしています、受けていますということないですし、でも、この条例を見たら、その姿勢は十分あるわけですね。

ただ、小学生、中学生、10代の育成というのが、音楽ですとか、踊りですとか、スポーツのほうに、このフェスティバルの項目、アーティストと言いつつながら、そこのつながりをどうしても見えないのが残念なので、可能なようでしたら、よろしく願います。

中村文化振興課長

はい、わかりました。

河西委員

本当によろしく願います。才能はたくさんありますし、民間のコンテストではなくて、美しく明るく愛されるもの、昔からあるような呪詛的な用途で使われるものではなく、美しく明るく愛されるものさいたま市の文化として育てていただきたいと思いますので、よろしく願います。

廣瀬委員長

では、ほかの質疑ございましたら。

では、木島さん。

木島委員

すみません。先ほどの三浦さんと全く同じ質問をさせてください。僕の質問は18ページの一番上にあるのですけれども、そこでは仕組みは構築したという回答をいただきました。すみません、言葉を責めるわけではないのですが、ちょっと勘違いしてしまった可能性があります。市長のマニフェストに対して、達成はしたけれども、金額が足りなかったという理解をしてしまったのですが、そうではなくて、仕組み自体ができてないという理解でしょうか。

中村文化振興課長

そうですね。確定ではないということですね。説明がちょっとわかりにくくて、恐縮なのですが、そういう仕組みを編み出したのですが、さっきもお話しさせていただいたとおり、昨今の経済情勢により、普通建設事業費と言っているのですが、いろいろ橋をつくったり、道路をつくったり、それがこういう状況ですから、箱物の施設が建てられないような状況になっております。そこで、新規事業が停滞しているということもございますので、なかなか新規の事業費ですね、これが出てこないということがわかったので、この仕組み自体を見直すことといたしました。

三浦委員

私の理解でいくと、想定どおり一般財源の1パーセントで予算どりする仕組みは編み出したけれども、そのまま条例つくっても、予算確保には不十分なので、条例化のときに仕組みそのものを変えようとしているということですよ。

一般建設費の1パーセントで条例つくっても、予算確保が十分ではないから、だから条例化する前に、一般建設費1パーセントではない仕組みをもう考えようとしていると、そういうことですね。

中村文化振興課長

はい。そういう解釈です。

木島委員

やろうと思えばできたけれども、やってもお金が足りないから、違う方法を考えようということでしょうか。

井上総合政策監

お金が足りないというよりも、そもそもこの基金条例というのは、やはり文化・芸術の関係予算を確保するためにつくろうとしているのですけれども、今、基金の制度をつくらなくても、既存の事業だけで現に1パーセントを超えているわけですね。建設事業の方が落ちてきているので。ですから、我々とすれば、条例案を議会に提出して、議会に審議してもらう以上、やはりこれこれでこれだけの予算を確保しますというのを説明しなければいけないので、要はそれがもう条例を出しても、今より文化・芸術の関係の予算が増えないというのだったら、何でわざわざそんなものを審議させるんだと、当然議会の立場ではそう

いう話になってしまいますので、そこをもう一回、先ほど河西さんの質問に課長が答えましたように、文化芸術都市創造条例という施策のほうの条例に基づいて、計画をつくらうとしているので、その計画づくりの中で、どういうことをやるかというのをあわせて、この財源確保の仕組みをもう一回作り直すということをやっているところです。

須藤委員

よろしいですか。ちょっと昔にさかのぼって恐縮なのですがけれども、もともと文化・芸術活動というのは、ハードに箱物なんか、いろいろ文化・芸術のための会館をつくることから、そういうものではなくて、それもあるかもしれないけれども、むしろソフト的な要素というのが強いと思うのですね。したがって、建設コストの1パーセントって、そういう設定の仕組み自体が少しね、文化・芸術が持っている性質に合わないのではないのか。

箱物の1パーセントを文化・芸術のために充てますというのは、片方では箱物という実態があって、ハードなもの、片方は、ハードなものも必要かもしれないけれども、むしろ中身のソフト、人材育成であったり、いろいろなものがあるんですね。だから、そことリンクさせたということ自体、少しあれかなという気がしますね、ちょっと。

したがって、現在やるような新しい仕組みを構築するということは、ぜひやってほしいし、ただ、一般財源の1パーセントはかなり大きくなってしまいますよ。だから、0.5パーセントでもいいし、いろいろな設定の仕方があるので、これは旗をおろすということ、それについては僕は異存はありません。ぜひ新しい仕組みをつくって、絶対額として当市の文化・芸術活動のために予算を捻出するような制度をぜひつくっていただきたい。できるだけ早急にお願いしたいと思います。

廣瀬委員長

ほか、いかがでしょうか。

福崎委員

確認になるのですが、とすると、これも最初に木島委員が問題提起されたように、プランの数値目標に掲げられているもう言葉に沿わなくなってしまうのですよ。建設事業費における1パーセントと、全く違う方向に進んでいかれると思うので、その場合の私たちの評価というのはどうなるのでしょうか。

廣瀬委員長

これはいろいろと評価の考え方があると思いますが、私自身は、つまりコンセプトそのものでの問い直しになったので、一たんはこの普通建設事業費1パーセントという形で文化・芸術のための予算を確保しようという政策の立て方そのものが根底から見直し必要になったという意味で、一たんこれは「d」、別な形での実現を目指すということで、厳しい評価にはなるけれども、これはコンセプトとして見直しになったという評価は「d」なのではないかなというふうに考えましたが、ただ、前向きに検討されている部分はどこかに表現をしたいということで、「d」だけでもプラスをつけるというような評価を個人

的にはいたしました。そのような考え方もあるかと、個人的な考えとしては、そのようなふうに考えていますが、いずれにしても、この事業の立て方の発想の原点からは、ちょっともう一回考え直さなきゃいけないということであることは間違いないかと思えますね。

福崎委員

昨年のお話し合いのときにも、プランの目標自体を変えることができるのかという質問が結構委員の中からあったと思います。今年は、コンセプトの見直し、政策の立て方を見直し、具体的にプランの内容自体を見直して、別の方向に進んでいって、当初の言葉にとらわれない目標、しっかりとした財源を文化・芸術のまちづくりのために確保するという方向性を実現するために取り組んでいって、その変化がちょっと見られるのはうれしいかなと思います。ただ、最初に設定したプランの内容自体は変えられないというのが去年のあり方だったと思うので、今年はそれが変わったということで認識していいのですか。

廣瀬委員長

どうでしょう。これでいうと、この事業自体は、財源の確保のための仕組みをつくることと、それに基づいて事業を実施していくということで、段階的に言えば、22年末までに仕組みを何とか構築しましょう、23年度以降、それを、そうやって確保された財源を使って実施していきましょうということを構想されていたと。ところが、実際は1パーセント以上の事業費を確保しながらの文化・芸術事業については実施をされているのだけれども、実は仕組みの構築そのものほうは、逆に言うと、それをやることによる確保ではない形のほうで現にできているし、仕組みのほうは仕切り直しをせざるを得ないねということだということなので、それを、最終目的は、つまり充実した文化・芸術事業をきっちりとできる体制をとりましょうということで、それに基づいてやっていこうということであって、その後半はある程度実現をされているというところを見ると、この事業全体としては、何十パーセントかは、一たん事業そのものを仕切り直しだ。でも、最終目的のところから言うと、別な形でそれは何とかされようとしていると。これを総合的にどう見るかということが問われるのだと思えますね。

河西委員

さいたま市でやるという、埼玉県さいたま市で力を入れる分野というのを絞っていかないと、やはり大変だと思うのです。本当に1パーセントを効率的に使うのは。

廣瀬委員長

恐らくそちらの問題は、今度は条例、実は今年の場合には、その部分は後回しにしているんですが、条例についての部分との中身、それに基づいて計画的に取り組んでいかれるというそのコンテンツなのですね。

こちらの場合には、それよりも、まずそのためには、例えば財政の規模に対しては、これぐらいの割合は少なくともちゃんと文化・芸術のための資源とし

て確保しましょうという、パーセンテージでもって、これぐらいのことは取り組んでいくという枠組みをつくることを目的とされている。なので、ただ、実はその確保の仕方だと、現実的には相当、実は確保にならないのだということがわかってきたので、問われているということなので、その部分の評価として、ちょっとこれについては考えていただきたいなと思うのですが、ではどうぞ。

高木委員

ちょっとまた違った観点の質問なのですけれども、私の質問は18ページの3番目の質問なのですけれども、来場者数が32万人もいらっしゃるということでして、このフェスというのは、子どもと、あと親御さんと高齢者の方々がどういう割合なのかなということになったのですけれども、その理由がでして、前回、子どもと高齢者の事業の話をお聞かせいただいたときに、高齢者の社員の方に対する事業の割合が多くて、人件費が足りないみたいなお話をしていたので、せっかくこういったいろいろな人たちがいらっしゃるときに高齢者がいるのだったら、そういったときにアンケートとかを実施したり、高齢者の意見を聞く機会があるのではないかなって単純に思ったのですけれども、せっかく興味を持っているということだと思ったので、まちづくりのときに、好奇心という点で、子どもと高齢者の好奇心という点は似ているかと思うのですよ。高齢者の方々が子どもが好奇心を持つことによって刺激をされたり、そういったときに、高齢者の方々が何かを学びたいという意欲が出るかもしれないではないですか。

なので、せっかくこういったまちづくりの観点でこういった注目があるということなので、ぜひほかの事業の方々と連帯をとって、相乗効果的なことが図れるのではないかなと思って質問させていただいたのですけれども、実際そういったことはやっているのかなという、これからやっっていこうかなというのはあるのですか。

中村文化振興課長

そういう声は、特に聞いてはおりません。

高木委員

ほかの事業も巻き込んで何か、今回で言うと、例えばこの32万人の中で、高齢者の方が大体どれくらいいらしたのかなという質問と、その高齢者の方々の何か意見や、参考にできないのかなという、思ったのですね、せっかくなので。

中村文化振興課長

この32万人の話なのですけれども、これはさいたま市誕生10周年記念事業でして、スーパーアリーナをメイン会場として、いろいろな事業を行いました。その中に私どものほうの事業を当て込んだということです。

高木委員

ああ、トータルでやったと。

中村文化振興課長

そうなのです。

高木委員

その1つの事業でやったと。

中村文化振興課長

これだけというのではないので、それで来場者数がこう高くなっているのです。

高木委員

では、実際、何かほかの事業の方々が、来場者数の人たちにアンケートとか何かを実施されているということもあるのですか。

中村文化振興課長

わかりません。

高木委員

せっかく、前回の話で、高齢者の方にかけている人件費が少ないという話があって、では、その人件費が少ないのだったら、どこから高齢者の意見とか調査をするのかなと疑問に思ったのですね。なので、こういった機会に高齢者の方が集まるのであれば、そういったことを利用しているのも一つの手なのかなと思ったので。

中村文化振興課長

さっきもちょっとお話しさせていただいたのですが、文化・芸術のための基本計画というのをつくってまいります。そこで、いろいろ意識調査をかけようと思っていまして、それは当然年代別や階層別に出してもらおうと思っておりますので、その中で把握できるのかなというふうには思っています。

高木委員

だから、ものづくりという点で、すごいやっぱり大切だと思ったのですけれども、ものづくりで、例えばアウトプットするときに、子どもたちが賞をいただいたときに、その発想を例えば子ども博物館とかに提供したり、こういった意見があって、こういったものをつくったらどうかという子どもたちの意見があるかもしれない。そういったものを反映していたりもするのですか。

中村文化振興課長

今後研究してまいりたいと思います。

高木委員

例えばなのですけれども、フリーカルチャービレッジで、その一つの補足資料の中で、何か皆さんものづくりをして、それに対して、例えばその賞を、ほかの事業にこういった考えがありますよという提供ができたなら、より事業が巻き込めるのではないかと。

中村文化振興課長

なるほどそうですね。

高木委員

そうすると、市民の方とか子どもたちの意見が反映されて、まちづくりとしてうまく回るのではないかなという点で、そういったことを考えていらっしゃるのかと。

中村文化振興課長

ちょっとそこまでは具体的に考えておりません。

高木委員

ああ、そうですか。

実際、これからはそういった機会をふやそうとはお考えになっていらっしゃるのですか、これからの予定として。

中村文化振興課長

そうですね。いろいろな機会を生かして、こういった新規の事業を起こしたときに、ほかとのコラボレーションといいますか、いろいろどんどん回していくというのは可能かと思imasるので、その辺ちょっと検討させていただきたいと思imas。

高木委員

ありがとうございました。

廣瀬委員長

では、よろしいでしょうか。

伊藤委員

これ、私、「c」ですけれども、「d」にします。というのは、事業と、文化・芸術、条例を全部見比べていくと見直しが必要な部分がベースにあって、それを条例化して、それを都合よくというような解釈と非常に感じられます。

廣瀬委員長

ほかに評価変更される方いらっしゃいますか。

河西委員

私も、「c - 」なんですけど、やっぱり「d」で。今、検討の中でも、さいたま市らしい姿勢というものがことばの中で感じられないなというのが思いだったので、さいたま市らしい文化とその予算への配分という格好で、よろしくお願imas。

木島委員

すみません。ちょっと勘違いしてしまって、「b」にしてしまったのですが、達成しなかったので、「c」の評価にお願imas。

三浦委員

私は、お話を聞いていて、工夫されている結果なので、「d + 」にしようかなと思ったのですが、やはりこの事業の本来の目標は、余り社会情勢に左右されずに、文化・芸術予算を確保するという仕組みづくりですよね。それが、ちょっと社会情勢が違うので、仕組みづくりを見直さなければいけないというところで、工夫されているものがきはわかります。しかし、どうしても気になるのは、「予算配分の仕組みを構築して、新たな文化・芸術事業を実施します」と書いてあるのに、仕組みができないのに、新規事業だけやってしまう。文化・芸術事業をやるということそのものは大賛成で、ぜひ予算を配分してほしいのだけれども、この目標としていたものから見ると、仕組みができないのに予算だけついたという、何かちょっとこの事業の意味をみずから否定しかね

ないような予算どりをしているのは、よくないのではないかと思うので、またその分を減点要素と評価して「d」といたします。

廣瀬委員長

ほかの方はいかがでしょうか。

それ以外は特に変更ないでしょうか。

(「なし」)

としますと、まず「b」がなくなります。それから、「c」は変わらず7名ですね。「c-」が3名、「d+」が1名で、「d」が3名ということになるでしょうか。

ということで、全体としては「c」という外部評価とした上で、「c」が7名、「c-」3名、「d+」1名、「d」が3名という分布で確定をしたいと思います。

では、47番は以上としたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

(51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します。)

(51-1 都市公園の整備)

廣瀬委員長

では、続いて51-1、下水道、都市公園等々で身近な公園を15か所ふやし、身近な公園が不足する地域を減らすという事業であります。

では、こちらについて概要の説明をよろしく願いいたします。

松本都市公園課長

都市局都市公園課の課長です。松本でございます。よろしく願いいたします。

「51 下水道、都市公園、生活道路など生活密着型インフラ整備を推進します」のうち、「51-1 都市公園の整備」についてご説明いたします。

本市では、都市公園の適正な配置整備に向けて、公園の不足する地域を重点的に、歩いて行ける身近な公園の整備を進めております。歩いて行ける身近な公園とは、都市公園法における街区公園、近隣公園、地区公園のことを指しております。街区公園は、半径250メートル程度、近隣公園は半径500メートル程度の範囲、地区公園では半径1キロ程度の範囲に居住する方々を対象とした公園であります。それぞれ標準とする面積を街区公園は0.25ヘクタール、近隣公園は2ヘクタール、地区公園は4ヘクタールと設定しております。これらいずれの公園も整備されていない地域を身近な公園の不足する地域として設定し、公園の不足する地域を解消することを目的としております。

ちょっとわかりにくいので、図を掲示させて、小さくて申しわけないのですが、これがさいたま市の地域図でございます。具体的には、地域のうち、市街化区域と市街化調整区域の人口密集区域、この区域を公園の整備対象区域ということとしまして、この対象区域を1辺、ちょっと分かりづらいのですね。

れども、125メートルのメッシュで分割しております。そうしますと、このメッシュが8,882個の区域でございます。このうち、先ほど申しました身近な公園の不足する地域、公園が緑色で表示してございますけれども、それを中心として、半径250メートル、500メートル、1キロの円をかきまして、そこにかぶらない地域を不足している地域として、この割合を算出しております。

平成23年度の取組状況につきましては、南区におきまして、別所中央公園、鹿手袋ふれあい公園、辻鉢木公園、緑区におきまして、駒前ふれあい公園、中尾第三公園、北区におきまして、今羽中原公園、岩槻区におきまして、宮の杜ふれあい公園の7か所を新規整備いたしました。

また、整備に当たっては、自治会などを通じて住民意見を取り入れて、特色のある公園づくりを進めてまいりました。

達成度の評価に当たりましては、身近な公園を整備した箇所数につきまして、目標は6か所ございましたけれども、実績として7か所となり、目標を上回っております。

しかしながら、身近な公園の不足する地域の割合につきましては、目標は15.6パーセントございましたが、実績は16.9パーセントにとどまりました。目標を下回った理由といたしましては、身近な公園の不足する地域は人口密集地に多いことから、公園用地の取得がしづらく、用地確保がなかなか進まなかったことが挙げられます。

このように、目標が一部未達成となったため、平成23年度の達成度については「c」といたしました。

平成24年度の目標につきましては、公園の整備数を5か所、身近な公園の不足する地域の割合については16.0パーセントとしております。

今後の取組につきましては、公園整備用地を確保するために、市有の未利用地や県有地などの活用、また土地区画整理事業による公園整備など、さまざまな手法を用いるとともに、借地公園制度の活用など、用地取得費の軽減を図りながら、身近な公園の整備を推進してまいります。

以上でございます。

廣瀬委員長

どうもありがとうございました。

では、この事業につきまして質問等がありましたら、お願いします。

はい、どうぞ。

橋本委員

あのようなマップを出していただくと、非常にわかりやすく、大変、去年はああいったものがなかったので、非常に視覚的に情報としてありがたいなというふうに思っております。

市民からも、やはり、浦和区でとか、大宮区で公園をつくりましようと言っても、やはりかなりコストがかかるだろう。では、そのコストがかかるのを踏まえてこの計画をしていくのが本当に妥当かどうかというふうに素朴にやは

り疑問に思ったりします。

そうすると、あのマップで出たように、先ほど河西委員もおっしゃっていたように、アクセスの問題と、例えばまちづくり、総合的にやっぱり見ていかななくてはいけない事業なのかなというふうに思っているのですが、この事業を進めるに当たって、例えば38の事業であったり、あるいは今日はやらなかったかなと思うのですが、スマイルロードであったりとか、あるいは52の、これも都市計画課で進めていることかと思うのですが、道路ネットワークの都市計画道路の案との関連というのでしょうか、連携というのは、どのくらい、どのような形で行われているのか、もしありましたら、教えてください。

松本都市公園課長

ちょっと52の道路とのネットワークというのはちょっとないかなとは思いますが、38の事業、先ほどの中でも、スポーツのできる多目的広場ということで、1か所、借地公園ということで、その中につくらせていただいております。こちらの公園のほうも、借地であっても、都市公園の告示をすることによって、都市公園ということで位置づけられることから、公園をつくることとイコールです。また先ほどの多目的広場の数が多くなるということも関連しているかと思えます。

あと、どうしても場所的に、真ん中の、ちょっと青い線で上下に入っているところが京浜東北線のラインでございまして、やはり土地がなかなか見つからないところが大宮駅や浦和駅の東口周辺、要は古くから街道沿いということで、住宅が張りついて、高度成長の前からも含めて、住宅が張りついていて、なかなか土地が手に入らないということが一番苦慮しているところでございます。

逆に、その割に、浦和地区でいきますと、ちょっと東口にはなかったのですけれども、先ほど言いました別所中央公園とか、鹿手袋の公園というのは、県さんがお持ちでありました職員住宅だとか、部長公舎跡地というものが、県のほうで廃止をしまして、市のほうでどうですかということで、市のほうで購入しまして、公園という形にしたところもございます。

あと、左上と右下にちょっと濃い色で塗ってあって、ほかにも、ちょっと近くでないかわかりづらいのですけれども、そういうところは、大宮西部の区画整理区域だとか、浦和美園の区画整理区域でございまして、この中は、今は未整備ということで、公園のないところということでカウントしていますけれども、区画整理が完了すれば、その時点で公園ができるという担保性を持っていますので、そういうところは、ちょっと今のところは未整備という形ですけれども、担保性を持っているということでご了解いただければと思います。

星野委員

この事業の例えばこの場合ですと、そもそも事業の進め方なのですけれども、ちょっと私、今年から入ったので、ちょっとわからないのですけれども、例えば何パーセントに、この身近な公園が不足する地域を何パーセント以下にするという目標の中で、例えばこの地図を見れば、もうここに、この辺に公園をつくれれば、何パーセント以下になっていくだろうと、身近な公園が不足する地域

がということで、所管のほうでいろいろと検討のほうはされていると思うのですけれども、この事業の中で、そもそもこれを行う中では、所管の中で、やはりこの地域が少ないから、この地域に積極的に公園がつかれるようなことを促して取り組んでいっているものがこの実績になっているのか。

例えば、23年度15.6パーセント以下にするのは、このこの、残りこの辺に公園をつくれればいいなという検討のもとに動いてやった結果なのか、それとも、この中に書いてありますけれども、地域の自治会などを通じて市民の意見を取り入れて、あくまでもこちらからそういった地域に勧めたわけでもなく、市民から上がった声に対して行政のほうがここにかかわってきているというのか、公園をつくっているのか、そういうふうなやり方でやっているのかどうかをお聞きしたいのと、やはり単純にこのマニフェストだけの数字の進め方を見ると、もうこことこことここが候補地なので、もうそこにやれば、そこにつくれば、もう計算上は何パーセント以下になるというのは多分わかると思うので、例えば24年度やるにしても、こことこことここと決めてちゃうというふうな形でやっているのか、そういったことをちょっとお聞きしたいなと。

松本都市公園課長

まず、目標値なのですけれども、私どもで一応長期的、中期的にですね、この最初の目標をつくるときに、20年度末で不足する地域が20.3パーセントという数字がございました。それで、平成32年でゼロパーセントにしようという、12年間ですか、そういった目標を立てまして、それを毎年度ほぼ均等割りにした、ほぼなのですけれども、そういった数字をもちまして、24年度までの目標値と挙げさせていただきました。

それと、その図面で見ると、さすが残っているところをピンポイントでつくればいいのですけれども、ただ、やはりそこに土地があるかどうか、まず空き地があるかどうかとか、先ほどのお話も出ましたけれども、あくまでも個人の土地ですので、それを、ここを公園にするから、あなた、市に売りなさいよということは結構難しい話で、ちょっとジレンマのところですね。

それで、なるべくですね、先ほどの借地についても、公園がないようなところでお話があったときに、市のほうで、では貸してもらえますかとか、条件交渉をして借りるとか、あと先ほどの県の用地につきましても、隣に公園があって、また隣に県さんの土地が例えばあって、これ、市買いませんかという話があっても、いや、そこはうちのほうでは要りませんよと。完璧に全部赤いところに入るかどうかは別にしても、どうしてもダブりますので、そういうところはそういう図面で見まして、ではいいですねというところは県さんのほうと交渉に入るとか、そういった手法を使わせていただいております。

それと、さきほど市民意見ということがありましたけれども、ここで言いました市民意見というのは、公園をつくる整備の内容ということでご理解いただければと思います。というのは、やはり地区によって、お年寄りが多いところとか、小さいお子さんが多いところとか、いろいろな要望がございいます。やはり遊具、昔ですと遊具を置いて、小さいお子さんが遊ぶような公園が主でした

けれども、今のニーズは、どちらかというところ、それもございませうけれども、高齢者の方と小さい子供たちが触れ合う場だとか、あと高齢者の方が健康づくりのための、よく子どもで健康遊具と言っているのですけれども、そういったものを置いてほしいとか、あと昨年の大震災以降からですね、それ以前からもご要望があったのですけれども、防災機能を持ったものということで、例えば子どもがやっています街灯にしても、普通の買電ではなくて、ソーラー式の充電機能を持ったものとか、あとベンチがかまどベンチと言うのですけれども、ふだんは普通のベンチなんですけれども、上の座るところを外すとかまどになって、例えば避難されて、そこで何か自炊をするときに自治会で使えるようなものとか、そういったご要望も多々ありますので、そういった内容を、今まで昔ですと、市の職員が単純に設計して、これつくったから、はい、皆さん使ってくださいねということではなくて、地元の意見を調整しながら、地元の人が使って、できてよかったという公園ということで、地元の方の意見を聞いているというふうにご理解いただければと思います。

星野委員

その中で、例えばこの24年度の目標の中で、整備を5か所と16パーセントにしますという取組内容がございませうね。例えば、今言われた住民との、地域との調整で、例えば土地の確保の問題だったり、いろいろあると思うのですけれども、例えばそういった16パーセントに達成するためには、例えば5か所が8か所になったり、住民との調整の中で9か所になっても、16パーセントに達成したいという、そういった考え方もあるでしょうかね。

松本都市公園課長

当初目標、24年度末で13.2パーセントまで落とすということだったのでけれども、24年度末の16パーセントというのは、来年度5か所予定しております。これはもう土地の確保もできているというところで、それを図面に落として、計算というか、ざっくりなんですけれども、やった結果、16パーセントにということですので、例えばもう1か所どこか急にただで土地がもらえて、整備のお金も何とかできたよとなれば、数字がまた異なるかと思いません。

来年やるところにつきましては、もともと市で、岩槻区なのですけれども、市営の住宅跡地が1か所、あと……

廣瀬委員長

多分、個別に説明していただいている時間はもうないと思いますので、つまり来年度というか、今年度ですね。今年度については、ほぼもうめどがついているところでない、今年度中にはできないということで、そこまでを計算すると、ここまで行くだろうというのは、ほぼ確定値みたいなものだという理解でよろしいですね。

松本都市公園課長

それで結構でございます。

廣瀬委員長

恐らく新たな土地を見つけて、それを公園にしてということであろうと、時間的にはもう少し先のことにどうしてもなるというような感じでしょうか。

松本都市公園課長

そうですね。やはり土地ですので、例えば相続が出て、買ってほしいといったときに、予算措置していませんので、補正をかけるか、次年度、土地が買えるという確証を得てから設計にも入りますので、土地を確保してから、2か年ほどぐらいは最低でもかかります。

廣瀬委員長

では、この事業、ほかに質疑ございますか。

(「なし」)

なかなか希望する土地にそう簡単に出てはこないというようなこともあって、件数で言うと、目的よりもたくさん整備をされているのだけれども、パーセンテージで言うと、なかなか目標に来ないということだと思います。

では、この事業についての評価を確認してまいりたいと思いますが、評価変更される方いらっしゃいますか。

(「なし」)

それでは、「b」が3名、「c+」4名、「c」が6名、「c-」が1名ですので、外部評価としては「c」で確定をし、分布はこの形で確定をさせていただきたいと思います。

では、どうも実施機関のほうでありがとうございました。

では、残りがもう既にこのタイムリミットも迫っておりますので、今回の評価分についてのヒアリング対象外につきましては、一部質疑の追加の部分は、本日席上配付となった委員もいらっしゃいますので、すぐ後で確認いたしますけれども、変更についての申し出を受けて、確定をするということにしたいと思います。

ですので、ここでは個別には確認はすることはせず、次回確定したいと思いますが、それから前回のヒアリング対象事業、それからヒアリング対象外事業について、変更の申し出があったものについて取りまとめが配付されております。これにつきましては、恐らく網かけの部分として変更の申し出が反映されているかと思いますが、これについても改めて確認をしておいていただいて、もし何か違いがあるということがありましたら、次回お申し出いただくということにしたいと思います。

では、資料の4-1、4-2、5-1、5-2のところ、前回の対象分についての変更の確認について、そのようにお願いしたいと思います。

ただ、これに関連して、1事業のみ資料に不備あったということでございます。メールではそのことについてだけ連絡を受けておりますが、20-1の児童相談所の充実に関してですけれども、簡単にこの事業について、事務局から説明いただけますでしょうか。

事務局職員

プラン番号20-1でございます。児童相談所の充実でございますが、本日、

個票を配付しておりませんが、取組状況、成果等といったところの数値のうち、虐待対応件数に一部数値の誤りがございました。ほかの継続指導の件数には影響はないのですが、割合及び内部評価に影響してくる項目でございまして、今、所管のほうで内部評価を改めまして見直しをしております。本日ご用意できずに申しわけございましたが、次回以降に改めて、この20 - 1事業については、個票またはそれに伴う参考資料、その上で内部評価をご提示申し上げます。そして、委員さんのほうから改めて再評価していただきたく、資料のご提出を再度させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

廣瀬委員長

ということで、20 - 1については、一たん個票のつくり直しからという形になっていきますので、今回まだそれが確定していないということで、恐らく次回当たりに個票も含めて配付をいただいて、それを見た上で、改めて委員としての評価を確認いただくということでお願いしたいと思っております。

3 その他

廣瀬委員長

それでは、あと次回に向けての確認事項ですが、封筒の表をご覧くださいませうでしょうか。2段階でお願いするものがあります。

1つ目は、今週の木曜までということなのですが、評価の変更シートですね。今日の分についての評価の変更、それから次回の分についてのヒアリング候補の選定と事前質問、それから第2回の会議録の修正、これにつきましては6月21日までをお願いしたいと思っております。

なお、前回同様、事前質問につきましては、できるだけ21日までということをお願いしたいと思っておりますが、若干それを越えてから質問事項が出た場合も、質問を出していただきまして、場合によっては当日配付になるかもしれませんが、それを確認してということにさせていただきます。事前評価そのものは、来週の火曜、26日までの提出ということで、ぜひよろしくお願いいたします。

本日は、あと事前に大宮駅周辺で視察をいただいておりますけれども、時間がございませんので、そちらの感想等については、次回にでもお聞きすることができればと思っております。では、次回は29日となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」)

4 閉 会

廣瀬委員長

それでは、今回も押せ押せになってしまって申しわけございませんでした。以上で第3回の「しあわせ倍増プラン2009」の市民評価委員会を閉じさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。